

# 自動車重量税の概要

## 課税物件等

課税物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査自動車</li> <li>・届出軽自動車</li> </ul>	課税の タイミング	<b>車検時</b> <small>※自動車重量税の納付は自動車検査証の交付等や車両番号の指定を受けるための要件</small>
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証の交付等を受ける者</li> <li>・車両番号の指定を受ける者</li> </ul>	納付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車重量税印紙の貼付</li> <li>・キャッシュレス納付 など</li> </ul>

## 主な税率

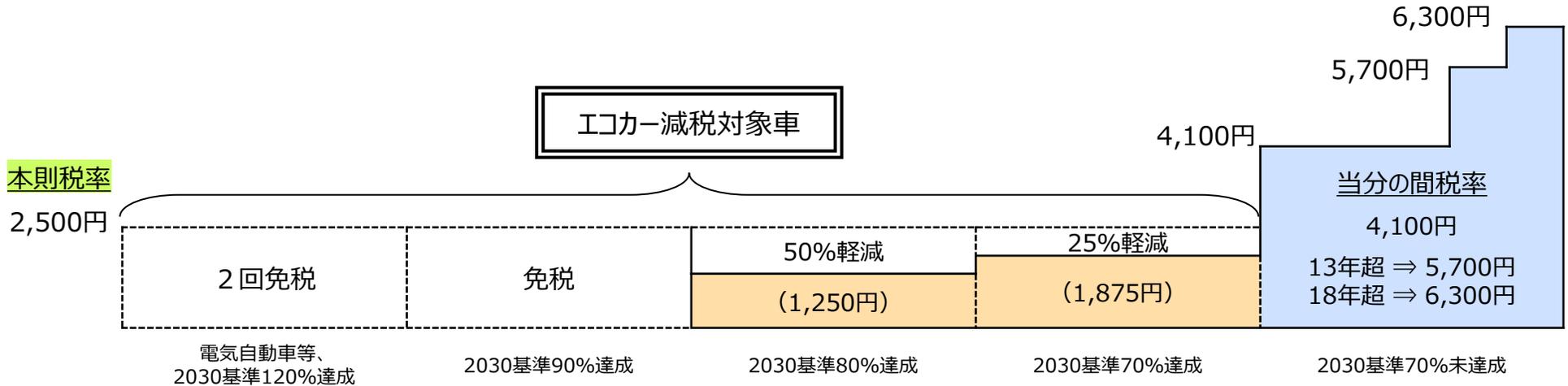
車種		車検期間・税率		1年		2年		3年	
		当分の間税率	本則税率	当分の間税率	本則税率	当分の間税率	本則税率		
乗用車 <small>(車両重量 1.5 tの場合)</small>	自家用	12,300	7,500	24,600	15,000	36,900	22,500		
	営業用	7,800		—	—	—	—		
軽自動車 <small>※車両重量に よらず定額</small>	自家用	3,300	2,500	6,600	5,000	9,900	7,500		
	営業用	2,600		5,200		—	—		
トラック <small>(車両総重量 8 tの場合)</small>	自家用	32,800	20,000	65,600	40,000	—	—		
	営業用	20,800		41,600		—	—		

(注1) 13年超／18年超の経年車には異なる税率が適用される。例えば自家用乗用車の場合、13年未満は4,100円であるが、13年超は5,700円、18年超は6,300円（いずれも0.5 tごと・1年あたりの額）となる。なお、平成22年度税制改正前は、経過年数に関わらず一律6,300円とされていた。

(注2) 足元のエコカー減税の対象となる車等、一定の環境性能を有する車両に該当する場合、本則税率が適用される（13年超／18年超の場合を含む）。

# 自動車重量税額等のイメージ

## ◆ 車検期間1年、車両重量0.5tごとの税率イメージ（自家用乗用車）



## ◆ エコカー減税区分等ごとの税額（自家用乗用車、車両重量が1.4tの場合）

初回/継続車検	初回車検（車検期間3年）				継続車検（車検期間2年）			
	エコカー減税対象			対象外 (当分の間税率)	免税対象車等 (本則税率)	免税対象車等以外（当分の間税率）		
エコカー減税区分等	免税	50%軽減	25%軽減			13年未満	13年超～ 18年未満	18年超
自動車重量税額	0円	11,200円	16,800円	36,900円	15,000円	24,600円	34,200円	37,800円

### <計算例>

	【車両重量】	【税率】	【車検期間】	【エコカー減税】	【自動車重量税額】
初回車検・エコカー減税対象・25%軽減	3	× 2,500円	× 3	× 75%(▲25%)	→ 16,800円 ※100円未満切捨て
継続車検・免税対象車等以外・13年未満	3	× 4,100円	× 2	—	→ 24,600円

(注1) 令和6年1月時点の制度を示したものの。

(注2) ガソリン車・LPG車、クリーンディーゼル車の減免対象は、2020年度燃費基準達成車に限る。2030基準とは2030年度燃費基準を指す。

(注3) 継続車検を受ける際、免税対象車等（＝エコカー減税対象車及びそれと同程度の環境性能を有する車両）に該当する場合には本則税率が適用される（13年超/18年超の場合を含む）。